

大阪府鳥獣保護管理計画の変更案に意見書を提出

理事 常俊容子

1. 計画の項目（内容略）

- 第1 鳥獣保護事業計画の期間
- 第2 鳥獣保護区、特別保護地域及び休猟区に関する事項
- 第3 放鳥獣に関する事項
- 第4 有害鳥獣の捕獲に関する事項
- 第5 銃猟禁止区域に関する事項
- 第6 特定鳥獣保護管理計画
- 第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項
- 第8 鳥獣保護事業の啓発に関する事項
- 第9 鳥獣保護事業の実施体制の整備に関する事項
- 第10 その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項

2. 問題点

野生生物保護管理の基本は「生息地管理」「個体数管理」「被害管理」です。主にこの観点からの問題点を挙げてみます。

・「生息地管理」について

鳥獣保護区では「良好な生息環境を保つため自然環境の保全に努める」とあるが、示された整備計画には野生動物管理の重要な要素である生息域の植生管理が含まれていない。

有害鳥獣である鹿については「森林整備による生息環境管理を適切に実施」とあるが、具体的な目標や施策が全く示されていない。

野生生物生息の環境改善を目的に具体的な生物生息改善事業を示すべきである。

・「個体数管理」について

有害鳥獣捕獲では、鹿について数値目標は具体的に示され、引き続き実行されている一方でその効果は解析されていない。

有害鳥獣捕獲について、申請—審査—許可—捕獲—報告、の実施が不明である。

狩猟者は必要な部位だけ持ち帰り不要な部位は放置し、その結果、他の野生生物の餌になる場合もある。「やむを得ない」場合の現場での処理、持ち帰った場合の適切な処理方法について具体的な説明がない。鉛製の銃弾の規制を考えるべきである。

・「被害管理」について

被害防除に関する基本方針では「野生鳥獣による農林水産業、生活環境又は生態系に係る被害に対しては、野生鳥獣と人間生活の軋轢により、被害が深刻化している現状に鑑み、野生鳥獣の適正な保護管理や適切な有害鳥獣確保が実施できるよう市町村や関係団体との調整に努めるとともに総合的な被害防止対策を検討し、その推進を図るものとする」とあり、有害鳥獣の捕獲に

ついて「原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う」とあるが、被害や軋轢の具体的な評価や「適正」「適切」の基準、推進する主体が不明である。

適正管理の実施の方針として「農林水産業の振興及び生活環境の保全と野生鳥獣の適正な保護管理の両立を図るため、市町村、研究機関、学識経験者等の協力を得て、特性や被害の発生状況に即した防除方策を検討し、所要の対策を実施するよう指導するものとする。またニホンジカについては、市町村や関係団体と連携を図りながら、特定鳥獣保護管理計画に基づく保護管理を実施するものとする」とあるが、被害状況の把握—モニタリングによる解析—計画—防除、捕獲の実施—評価、の個々のデータが不全で、フィードバック管理のシステムが構築されていない。つまり本来の野生生物の生存にかかわる科学的な意味ではなく、被害を発生させないという社会科学的な意味での適正頭数を目標としているといわざるを得ないことに加えて、その社会科学的な面でも実証できていない状況である。対処療法的防除でなく、調査による予測に基づく積極的な防除をしなくてはならない。

3. 保護管理の体制について

各種の調査、計画、対策、またその技術の普及・啓発などメニューの充実もさることながら、本計画を実行するためにはそれを動かすシステムが重要です。

しかし全体に具体的な手続き、またそれを行う主体について曖昧な表現が多く、府、市町村、各団体、土地所有者、農林業従事者など被害管理の当事者の位置づけ、役割も明らかではありません。「市町村有害鳥獣対策協議会」「府有害鳥獣対策連絡会」の「設置に努める」とありますが、年度目標など計画に具体性を持たせるべきです。

本計画では「人材の育成・確保に努め」「担い手をなる地域の狩猟者」とある一方、「狩猟者の減少及び高齢化」という現実や、行政が市民の公共信託財産である野生動物の管理者であるという意味からも、新たに常勤の鳥獣保護管理の専門官設置が望まれます。鳥獣行政担当職員の現体制では物理的に実行は不可能です。また本計画でマンパワーとして位置づけられている鳥獣保護員（非常勤で任命される）の活動実態と専門性を明らかにし、より効果的な体制づくりを目指すべきです。

関連事項として、国でも設置を勧めている「鳥獣保護センター」ですが、本計画で示されている傷病鳥獣の保護センター的な性格のものよりは「自然保護センター」として広く野生鳥獣保護行政の役割を持たせるべきでしょう。

全体を通じ、具体的な記述がなかったり、評価基準、数値目標が不明であったり科学性・客観性に欠けた部分が多く、これでは計画終了後の判定が曖昧になる、評価できない、されない、ということになります。また計画の「実施、見直し」にあたってはその具体的な手続きを示すべきで、またそのために逐次情報公開に努めなくてはならないということも重要です。

4. 今後に向けて

鳥獣保護事業計画はそれだけで独立して実行できるものではなく、府の農林水産行政の中での具体的な位置づけをすべきものです。それは野生生物保護管理にはランドマネジメント（土地利用計

画) が重要であるという従来の私たちの主張から、科学的、社会的根拠をもって指定すべき大阪府の野生生物保全地域を示すことでもあります。

「鳥獣保護事業の啓発」ではほとんどの事業、行事は野鳥が対象です。一般に「見えるもの」である鳥のパブリックアウェアネス（認知）を得る方が容易な一方で、「見えないもの」である他の野生動物は「被害が見える」動物という管理対象としての位置づけに偏りがちです。社会的、というのは農林業被害や狩猟実態、開発などの土地改変だけでなく、これら野生生物の位置づけ、価値を私たちがどう考えるか、捉えるのかということでもあるのです。

「都市と自然」 337号 2004年4月オピニオン記事より転載